

●香川県告示第412号

平成12年香川県告示第79号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成21年9月1日から施行する。

平成21年8月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
略				略			
歯科技工士国家試験	略			歯科技工士試験	略		
保健医療大学一般入学試験	略			保健医療大学一般入学試験	略		
保健医療大学推薦入学試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	香川県立保健医療大学				
保健医療大学編入学試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	香川県立保健医療大学				
保健医療大学大学院入学試験	略			保健医療大学大学院入学試験	略		
略				略			